

徳島県環境審議会環境政策部会 議事録

- 1 日 時
令和元年11月29日（金）午後7時から
- 2 場 所
徳島県庁10階 大会議室
- 3 出席者
＜委員＞21名中14名出席
（1号委員：学識経験者、五十音順、敬称略）
喜多三佳委員、田淵桂子委員、津川なち子委員、中央子委員、長尾文明委員、
中野晋委員、板東喜代子委員、古本奈奈代委員、北條昌秀委員、真鍋紀子委員、
本仲純子委員（部会長）、八木一夫委員
（2号委員：市町村長又はその指名する職員、五十音順、敬称略）
松崎由美委員、福岡祐司委員（代理出席）
＜事務局＞
山根県民環境部副部長、佐々木環境管理課長 ほか
- 4 会議次第
（1）開会
（2）議題
1）徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について
2）その他（今後の予定等）
（3）閉会

＜配付資料＞
資料 「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について」
資料 「徳島県環境影響評価条例施行規則 新旧対照表（案）」
資料 「環境影響評価対象事業の規模一覧」
資料 「パブリックコメント制度の資料」
資料 「徳島県環境影響評価条例等について」（スライド）
- 5 議事概要
（事務局）
会議の成立

（県民環境部副部長）
あいさつ

(事務局)

配付資料の確認

(部会長)

本日の議題「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局説明

(部会長)

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

○質疑応答

(委員)

「修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。」とあるがどういう意味か。

(事務局)

最初に事業として認められた実施区域から300m以上離れたところに変更する場合は、もう一度新たに環境影響評価をしてくださいということである。

(委員)

250m離れたところに追加された場合はOKということか。

(事務局)

変更として認められる。

(委員)

規模が全然わからないが、2万kwはどれくらいの広さなのか。

(事務局)

国の基準である4万kwが約100haとなり1つの基準になる。また、100haは100万㎡となる。

(委員)

数字を言われてもあまりぴんと来ない。太陽光のパネルはどれくらいの枚数になるのか。

(事務局)

徳島県内で1番大きい太陽光発電所は、小松島市にある日本製紙株式会社の中にある施

設である。日本製紙株式会社の資料によるとパネルの枚数は13万4千枚設置され、規模は約2万5千kw程度の出力である。

(委員)

日本製紙株式会社ぐらいの敷地がありそうな所はどれくらいあるのか。

(事務局)

山を切るなど新たに開発をしてから太陽光発電所を設置する所もある。ポテンシャルでいうと100ha以上の山はたくさんあるのでお答えすることが難しい。

(委員)

初歩的なことであるが、何wというのはどういう計算で出てくるのか。設置する場所によって日当たりが違くと発電力が異なると思うが、同じ面積でも発電力が異なることはないのか。

(事務局)

同じパネルでも実際の発電力は様々であり、角度が異なると発電力も異なる。ワット数については、電気事業法としての発電所の国との契約によって決まる。技術的にはもう少し発電できるかもしれないが、それを上限に発電することが許された数字となっている。

(委員)

環境影響評価の適正な配慮をしなければいけない事項や、評価基準の具体的な項目は何か基準があるのか。また、計画を立ててからアセスの全体としてどのくらいの期間が必要なのか。

(事務局)

まず期間については、事業者が考える期間と知事や大臣など届出を受けた側が標準的に処理する期間がある。例えば、配慮書の場合、知事は事業者から書類の送付があったときから60日以内に意見を出すことが基準となっている。次の段階の方法書に移るまでの間は、事業者が知事意見や大臣意見などを踏まえてどのような計画にするかを定める期間となっており定められたものはないことから、標準的な期間を示すことは難しい。

次に、環境影響評価の項目については、技術指針の改定を予定している。国の法律の改正の状況を見ながら改正を進めていく予定である。補足として、景観や大気環境、水質などの大まかな分類はあるが、具体的にどうするかはまだ国の方で示されていない。

(委員)

国の基準に準ずるということであるが、事後調査報告は、工事の完了後一定期間モニタリングするとあるが、影響が出るのが一定期間から後に出てくる可能性もある。国が一定期間を決めることだけでいいのか若干心配である。その期間より長めに県で調査をするということは難しいのか。

(事務局)

今後、国から技術指針が示されて、これまでの事例をもとにおよそこれくらいと示されると思う。まだ示されていないため長い・短いの評価はしにくい。基本的には国の判断に沿いたいと考えている。長ければ長いほどいいかもしれないが、その中でも期間は決めておく必要がある。国の基準が示されてから考えたい。

(委員)

太陽光発電所は、面積と関係してくると思うが、手順として太陽光発電所事業をはじめるといことでこのアセスの基準に乗せるということか。「環境影響評価対象事業規模一覧」で、他に面積で規定している造成事業があるが、こちらとの整合性はどうか。今後、あまりないと思うが、太陽光発電所をはじめるといって造成をすれば環境への影響が出てくると思うが、太陽光発電所を設置しなければどうなるのか。

(事務局)

更地に太陽光パネルだけを置く場合は、太陽光発電所事業だけの許可をとることになるが、造成にあたっては別途許可をとってからパネルを置くことになる。造成だけするのであれば造成の環境影響評価を行い、造成した上で太陽光発電所を設置する場合は、開発と太陽光発電所両方の項目を考慮してアセスを実施することになる。

(部会長)

その他ご質問はございませんか。だいたいご意見が出たようですので、次の議題、「その他（今後の予定）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局説明

(部会長)

事務局から説明がありましたように、本改正について、広く県民の皆様から意見をもとめるため、パブリックコメントを実施する予定となっています。その結果については、第2回の環境政策部会において、報告を受けることとなっております。当会としては、その意見を考慮して、報告をまとめたいと考えております。

本日の審議は以上としたいと思いますが、他に何かありますか。

(委員)

意見なし

(部会長)

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。円滑な議事の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

(県民環境部副部長)

閉会のあいさつ

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会環境政策部会を閉会いたします。